

豊明市学校給食センター
統合再整備等事業

特定事業の選定

令和6年6月26日
豊明市

豊明市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき、豊明市学校給食センター統合再整備等事業を特定事業として選定しましたので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果を公表します。

令和6年6月26日

豊明市長 小浮 正典

第1 事業概要

1 事業名称

豊明市学校給食センター統合再整備事業（以下「本事業」という。）

2 事業に供される公共施設等の名称

豊明市新学校給食センター（以下「本施設」という。）

3 施設の概要

事業用地 愛知県豊明市沓掛町下高根331番1、332番、333番3、334番2

敷地面積 約7,500㎡

提供食数 1日当たり5,800食

対象学校 市立小学校（8校）、中学校（3校）、教育支援センター（2施設）

4 施設の管理者

豊明市長 小浮 正典

5 事業の目的

市の学校給食は、市内2か所の学校給食センター（中央調理場及び栄調理場）から学校給食を提供している。両施設は建築後50年前後が経過していることから、建物や調理器具をはじめとする設備は必要に応じて修繕・更新し、衛生的に調理を行っているものの、建物の老朽化は著しく進んでおり、老朽化した学校給食センターの施設更新の必要性が高まっている。また、両施設の竣工後に制定された「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「HACCP」等の基準に適合させることが求められている。加えて、食物アレルギーを持つ児童生徒が安心して給食を食べられるようにするため、日常的に除去食または代替食を調理することが求められている。

本事業は、これらの運営における課題を受け、安心安全なおいしい学校給食を安定供給し、合理的かつ経済的な運営ができるよう、老朽化の進んだ2か所の共同調理場を統合し、新たな学校給食センターの設計、建設、維持管理及び運営を、PFI法に基づき実施するものである。

6 事業の概要

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が実施する業務は、次の（１）から（４）に掲げるものとする。

（１） 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 事前調査業務及び関連業務
- ② 設計業務及び関連業務
- ③ 建設業務及び関連業務
- ④ 工事監理業務及び関連業務
- ⑤ 調理設備調達・設置業務
- ⑥ 食器・食缶等調達業務
- ⑦ 施設備品調達・設置業務
- ⑧ 運営備品調達業務
- ⑨ 外構及び植栽整備業務
- ⑩ 各種申請等業務

（２） 開業準備業務

選定事業者は、維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

（３） 維持管理業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理・更新業務
- ⑤ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ⑥ 施設備品保守管理・更新業務
- ⑦ 環境衛生・清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 各種申請等業務

(4) 運營業務

選定事業者は、次に掲げる給食の運營業務を行う。

- ① 食材検収受領・保管業務
- ② 調理等業務
- ③ 衛生管理業務
- ④ 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- ⑤ 給食配送・回収業務
- ⑥ 運営備品更新業務
- ⑦ 見学・試食会等の受け入れ支援
- ⑧ 各種申請等業務

※光熱水費の管理及び供給者との契約、支払業務を含むものとする。

※主食（米飯、パン）、牛乳及びデザート等は、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運營業務に含めない。ただし、月1回程度のセンターでの炊き込みご飯の調理及び配送、一部のデザート等の配送については、本事業の運營業務に含める。

給食の運営に関して市（栄養教諭及び学校栄養職員を含む。）が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ① 献立作成業務
- ② 食材調達業務
- ③ 食材検収管理業務
- ④ 検食業務
- ⑤ 衛生管理・調理指示業務
- ⑥ 配送校での配膳・下膳業務
- ⑦ 食数調整業務
- ⑧ 見学者の案内及び説明業務（市の業務に関する部分）
- ⑨ 給食費の徴収管理業務
- ⑩ 食育指導業務

7 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は次のとおりである。

① 施設整備に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の所有権移転時に一時金として選定事業者に支払う。

市は、施設整備に係るサービスの対価の総額から当該一時金を控除した額であって、市と本事業を実施する特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。）との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和9年9月以降）に、割賦により元利均等方式で選定事業者を支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

② 維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価であって、市とSPCとの間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和9年9月以降）に、年4回の四半期ごとに選定事業者へ支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行うものとする。

当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金を想定している。詳細については入札説明書等で示す。

8 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施するBTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

9 事業期間

令和9年9月供用開始を前提に、事業スケジュールを以下の通り予定している。

落札者の決定及び公表	令和6年11月
基本協定の締結	令和6年12月～令和7年2月
仮事業契約の締結 (SPC (※1) との事業契約の調印)	令和6年12月～令和7年2月
事業契約の議決及び締結	令和7年3月
施設の整備 (設計、建設) 期間	令和7年4月～令和9年6月頃
施設の引渡し	令和9年6月頃 (※2)
施設の開業準備期間	令和9年7月～令和9年8月
施設の維持管理・運営期間	令和9年9月～令和24年8月
事業契約の完了	令和24年8月

※1：落札者は、仮事業契約の締結（市との事業契約の調印）までに、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として市内に設立する。

※2：事業契約後のスケジュールについては、令和9年9月に供用開始できる範囲内で事業者の提案を可とする。

第2 市が自ら本事業を実施する場合と PFI（BT0）方式により実施する場合の評価

1 特定事業の選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること、及び公共サービスの水準の向上が期待できることの2点を基準に選定した。

2 評価の方法

(1) 定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する民間事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(2) 定性的評価

上記の定量的評価に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準等について、定性的な評価を行った。

3 定量的評価（市財政負担額の縮減）

(1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表：市の財政負担算定の前提条件①

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	①施設整備費用（設計費，工事監理費，建設費，各種備品調達費等） ②開業準備費用 ③維持管理及び運営費用 ④起債の償還に要する費用	①サービスの対価〔施設整備費用（市自ら実施する場合と同一），開業準備費用，維持管理費及び運営費用，建中金利，SPC経費等〕 ②事業者選定アドバイザー費用 ③モニタリング費用 ④起債の償還に要する費用

表：市の財政負担算定の前提条件②

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
共通の条件	①設計・建設期間：2年 ②開業準備期間：2ヶ月 ③維持管理・運営期間：15年 ④現在価値割引率※：0.52%	
資金調達に関する事項	①国庫補助金 ②補助裏起債 充当率：90%、償還年数：25年 ③一般単独債 充当率：75%、償還年数：15年 ④一般財源	①国庫補助金 ②補助裏起債 充当率：90%、償還年数：25年 ③一般単独債 充当率：75%、償還年数：15年 ④一般財源 ⑤金融機関借入
積算方法	PSC費用は、見積もり値を参考とした。	PFI-LCCの費用は、民間事業者への一括した性能発注による効率化や民間事業者の創意工夫によるコスト削減率を調査し、設定した。

※現在価値割引率：VFM算定にあたって、費用が発生する時期が異なる事業手法を比較するために、将来に発生する金額を現在の価値に換算して比較する上で用いる割合

(2) 算定結果

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較した結果、約3.8%の削減効果が認められた。

4 定性的評価

本事業をPFI事業により実施する場合、市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 学校給食サービス水準・品質の向上

学校給食センターの施設整備及び維持管理・運営を民間事業者に一括して性能発注することにより、事業全体の効率性や最適性を見据えたマネジメントが発揮される。特に、運営企業の意向やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）を設計段階から最大限に反映させることができるようになるため、食の安全の確実かつ継続的な確保や市と連携した食育の推進など学校給食サービスの水準・品質の向上が期待できる。

(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

事業開始前からリスクを想定し、その責任を適切に分担することにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られ、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となる。それにより、事業目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

(3) 地域経済・地域社会の活性化に寄与

PFI方式を導入するに際して、地域経済・地域社会への配慮・貢献を評価項目とすることにより、地域経済・地域社会の活性化が期待できる。

(4) 財政支出の平準化

約15年間にわたる維持管理・運営期間を通して、本事業に必要な費用をサービス購入料として毎年一定額支払うこととなることから、市の財政支出について平準化することが可能となる。

5 総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業をPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約3.8%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等を期待することができるため、市は、本事業をPFI事業として実施することが適当と評価し、PFI法第7条に基づき特定事業に選定する。